

様式第 18 号 (第 2 条関係)

診療用エックス線装置設置届出書

年 月 日

(あて先) 静岡市保健所長

住 所

管理者 氏 名

電 話

次のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法第 15 条第 3 項及び医療法施行規則第 24 条の 2 の規定に基づき届け出ます。

病院又は診療所の名称及び所在地			
エックス線装置		製作者名	型式 台数
エックス線高電圧発生装置の定格出力	連続短時間蓄放式	k V mA k V mA min k V μ F	
エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要	エックス線管の容器及び照射筒の利用線錘以外のエックス線量	定格管電圧 50 k V 以下の治療用エックス線装置	接触可能表面から 5 cm の距離において空気カーマ率 1.0mGy/時 以下 ・ 超
		定格管電圧 50 k V 超の治療用エックス線装置	焦点から 1 m の距離において空気カーマ率 10mGy/時 以下 ・ 超
			接触可能表面から 5cm の距離において空気カーマ率 300mGy/時 以下 ・ 超
		定格管電圧 125 k V 以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点から 1m の距離において空気カーマ率 0.25mGy/時 以下 ・ 超
		上記以外のエックス線装置	焦点から 1m の距離において空気カーマ率 1.0mGy/時 以下 ・ 超
	コンデンサ式エックス線高電圧装置	接触可能表面から 5cm の距離において空気カーマ率 20mGy/時 以下 ・ 超	
	付加る過板	定格管電圧 70 k V 以下の口内法撮影用エックス線装置	アルミニウム当量 1.5mm 以上 ・ 未満
		定格管電圧 50 k V 以下の乳房撮影用エックス線装置	アルミニウム当量 0.5mm 以上 ・ 未満
			モリブデン当量 0.03mm 以上 ・ 未満
	輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置	アルミニウム当量 2.5mm 以上 ・ 未満	
透視用エックス線装置	透視中の患者への入射線量率	患者の入射面の利用線錘 <sup>を</sup> の中心における空気カーマ率 50mGy/分 (高線量率透視制御装置があるものは空気カーマ率 125mGy/分) 以下 ・ 超	
	警告音を発する機能付きの透視時間積算タイマー	有 ・ 無	

	焦点皮膚間離隔装置又は照射防止インターロック	有 ・ 無	
	エックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
	蛍光板等の受像器の通過エックス線	接触可能表面から 10cm の距離において空気カーマ率 150 $\mu$ Gy/時	以下 ・ 超
	最大照射野を 3.0cm 超える部分の通過エックス線	接触可能表面から 10cm の距離において空気カーマ率 150 $\mu$ Gy/時	以下 ・ 超
	被照射体周囲のエックス線遮へい装置	有 ・ 無	
撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）	エックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
	定格管電圧 70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離 15cm	以上 ・ 未満
	定格管電圧 70kV超の口内法撮影用エックス線装置	焦点皮膚間距離 20cm	以上 ・ 未満
	歯科用パノラマ断層撮影装置	焦点皮膚間距離 15cm	以上 ・ 未満
	移動型及び携帯型エックス線装置	焦点皮膚間距離 20cm	以上 ・ 未満
	上記以外のエックス線装置	焦点皮膚間距離 45cm	以上 ・ 未満
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置	焦点及び患者から 2m以上離れた位置において操作できる構造	有 ・ 無
胸部集検用間接撮影エックス線装置	<sup>すい</sup> 角錐型照射機能及びエックス線照射野の絞り装置	有 ・ 無	
	受像器の一次防護遮へい体	接触可能表面から 10cm の距離において1ばく射につき空気カーマ率 1.0 $\mu$ Gy	以下 ・ 超
	被照射体周囲の箱状遮へい物	遮へい物から 10cm の距離において1ばく射につき空気カーマ率 1.0 $\mu$ Gy	以下 ・ 超 (理由)
治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く。）	ろ過板が引き抜かれたときのエックス線発生を遮断するインターロック	有 ・ 無	
エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要	天井、床及び周囲の画壁の遮へい措置	有 ・ 無 (理由)	
	操作室（場所）と診療室の区分	有 ・ 無 (理由)	
	診療室の標識	有 ・ 無	

	使用中の表示		有・無	
エックス線診療室の エックス線障害防止 に関する予防 措置の 概要	注意事項の掲示		有・無	
	管理区域の設定		有・無	
	管理区域の標識		有・無	
	管理区域内の立入りの制限措置		有・無	
	敷地内居住区域及び敷地の境界における線量を限度以下とする措置		有・無	
	入院患者の被ばく防止措置		有・無	
	放射線診療従事者等の被ばく防止措置		有・無	
	放射線診療従事者等の被ばく線量測定器		有・無 (理由)	
エックス線診療に 従事する者の氏 名等	氏名	免許番号	医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の別	エックス線診療に関する経歴
設置年月日			年月日	